

平成26年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成26年6月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成26年6月11日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年6月11日 9時31分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成26年6月11日 13時28分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	6 番	石 田 春 子		7 番	杉 岡 義 信		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成26年第2回笠置町議会会議録

平成26年6月11日～平成26年6月17日 会期7日間

議 事 日 程 (第1号)

平成26年6月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成25年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 承認第4号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第5号 平成25年度笠置町一般会計補正予算(第6号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 議案第14号 笠置町税条例一部改正の件
- 第8 議案第15号 平成26年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第9 議案第16号 平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第10 議案第17号 平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第11 議案第18号 相楽東部広域連合規約一部改正の件

開 会 午前9時31分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

爽やかな陽気も6月に入りまして本格的に汗ばむ日が続き、蒸し暑い日が続いております。いよいよ梅雨本番となってきましたが、災害の起こらないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成26年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成26年6月第2回笠置町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番議員、石田春子君及び7番議員、杉岡義信君を指名いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月17日までの7日間に決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

去る5月26日より28日までの3日間、東京都におきまして全国町村議会議長研修会が開催されまして、出席いたしました。地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっております。こうした状況を受けまして、今回、議会の重責を担う議長を対象に、町村議会が果たす役割の重要性を再認識し、一層活性化に資することの研修会でありました。1日目は京都府選出

の国会議員との意見交換会を行いました。2日目は、分権時代における地方議会について基調講演が行われ、また、これからの町村議会のあり方についてシンポジウムが行われました。3日目は、「地域づくりを考える」と「日本の政治経済の現状と今後の行方について」の講演をされまして、意見交換会を行いました。

次に、5月30日、総合常任委員会で木津川ダム総合管理所高山ダムに視察研修を行いました。議員全員参加いたしました。これから梅雨期や台風を迎える中、ダムの機能と効果についての研修を受けました。特に、沿岸住民の生活と安全を守っていただくよう強く要望いたしてまいりました。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

以上で議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

平成26年度6月定例会に臨みまして、諸般の報告を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては全員の御出席を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

季節も梅雨に入り、雨の季節を迎えたわけですが、親しく雨と付き合い、また皆様方には健康には十分御注意をいただきながら、この蒸し暑い時期を乗り越えてまいりたいと思うものでございます。一方、防災面では、洪水、台風などのシーズンでもあります。被害のないことを願うものでございます。

さて、国政では、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長の実現に向かって大胆な金融政策等、成長戦略を推進していく工夫、また、4月1日からの消費税の値上げによる社会保障、そして税の一体改革等により、大きく時代の変化を迎えつつございます。当町のような小規模自治体にとって、自主財源の乏しい中、最大の課題といたしまして、少子高齢化の進展、地域経済の停滞、また過疎化の解消に向かって、行政の合理化、防災、福祉等の問題の解決に全力で今後取り組んでまいりたいと思います。

それでは、4月以降の主な諸般の報告を申し上げます。

3月31日、笠置町職員の退任式を17時より行いまして、3名の職員が退職されました。長期にわたり勤務をいただき、笠置町の発展に寄与いただきました。本当に御苦労さまでございました。今後それぞれのお立場で御活躍されますこと、御発展を御祈念申し上げたいと思っております。

4月1日、相楽東部広域連合教育委員会教職員の離任式が10時31分から、午後、着任式が和東町体験交流センターで行われました。

4月4日、笠置保育所入所式が10時から笠置保育所で行われました。

4月5日、笠置桜まつりが10時から15時まで、産業振興会館で開催されました。

4月6日、京都府知事選挙が行われまして、即日開票で、その結果、現職の山田啓二氏が当選されました。

4月8日、小学校入学式、4月9日、中学校入学式がそれぞれ行われました。

4月12日、笠置町食生活改善推進協議会総会が開催され、我々日常生活の規則正しい生活、食生活の重要について話し合いが行われました。

4月13日、笠置町消防団任命式が行われ、町民の皆様方の安心・安全の確保と地域消防団の役割、そしてそれぞれ消防団員の自覚ということで、団長より訓辞がありました。

4月14日、部落解放同盟山城地協から来庁され、戸籍謄本等不正取得事件にかかわる事前登録方について協議を行いました。

4月17日、笠置町子ども・子育て会議が、教育関係者の発言で、子供の現状、また将来に向かってと題して協議が行われました。

4月18日、山城地域農業振興協議会総会がJA京都やましろ本店で開催され、ことしから当町が会長に就任いたしました。また、同日、JA女性部総会が城陽市文化パークで開催されました。

5月2日、京都府企画理事が来庁されました。これは新しくできた部署でございますが、府民の安心・安全の担保をする、そして府の体制についてということで説明を受けました。

5月8日、笠置町身体障害者協議会の総会が開催されました。

5月12日、鍋フェスタ実行委員会が開催され、事業報告、決算報告、事業計画、予算案が審議され、12月開催に向かって準備を進めるということで、打ち合わせを行ってまいりました。

5月14日、相楽東部広域連合、長、副、参与が会談し、連合の新しい人事、そして職務分担について協議を行ってまいりました。

5月20日、笠置町商工会総会が開催され、商工会の事業の報告、決算の報告、事業計画、予算について提案され、まちの活性化についても意見が出されました。

5月23日、笠置町森林組合通常総会が産業振興会館で開催され、同日、木津防犯協会総会が奈良ホテル日航で開催されました。

5月29日、2014年部落解放・人権政策確立要求山城地区実行委員会第30回総会が加茂文化センターで開催されました。

6月3日、笠置中学校でふるさと学習と題してディスカッションが行われ、笠置町と南山城村の活性化、将来の産業振興等について、両町村の意見を行ってまいりました。

以上、簡単ですが、4月以降の諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） 町長。

町長（松本 勇君） 今回、町の組織改革の中で、人事異動を行ってまいりました。新しく4月1日から新しい課長が就任をいたしましたので、紹介をさせていただきたいと思います。それぞれ自己紹介をしていただきながら、主な役職、仕事についても簡単に説明をいただけたらと思います。

それでは、まず最初に参事のほうからお願いします。

参事（田中義信君） おはようございます。今、町長のほうが申し上げましたとおり、4月1日の組織改正によりまして、総務財政課長から参与に拝命を受けました田中でございます。前職同様、引き続きよろしくお願いいたします。

総務財政課長（前田早知子君） おはようございます。総務財政課長を拝命いたしました前田といたします。会計管理者となっておりますので、よろしくお願いいたします。

建設産業課長（市田精志君） おはようございます。4月1日から建設産業課長を拝命いたしました市田でございます。前任者の退職により4月1日から始めるということです。前任と同様、よろしくお願いいたします。なお、所管につきましては、公共土木、農林、水道と、この3点を主に担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

税住民課長（石川久仁洋君） おはようございます。4月1日から税住民課長を拝命いたしました石川でございます。税住民課ということで新しく機構改革がなされまして、戸籍、衛生、国保を含みます税全般を担当しております。よろしくお願い申し上げます。

保健福祉課長（東 達広君） おはようございます。前住民課長から、今回新たに組織改正で保健福祉課長ということで任命を受けました東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。主な業務の内容は、保健衛生、福祉医療、介護保険、後期高齢者医療保険というのを扱っております。どうぞよろしくお願いいたします。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。企画観光課長の山本でございます。私は、異動ということではなく、以前から企画観光課長を拝命しております。主な業務といたしましては、企画、また観光等々の職務を担当しております。今後ともよろしくお願いいたします。

人権啓発課長（増田好宏君） すみません、私もということですので。以前は同和対策室長兼  
笠置会館館長ということでございましたが、4月1日より人権啓発課長及び笠置会館館長を  
兼任しております。業務内容としましては以前と変わりありません。以上です。

議会事務局長（藤田利則君） 引き続き議会事務局長の仕事をさせていただきます藤田でござ  
います。どうぞよろしく申し上げます。

町長（松本 勇君） ありがとうございます。

以上、各課、参事、そして各課の課長を紹介させていただきました。今後ともよろしくお  
願いいいたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、報告第1号、平成25年度笠置町繰越明許費繰越計算書報告  
の件について、町長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇  
君。

町長（松本 勇君） 報告第1号、平成25年度笠置町繰越明許費繰越計算書につきまして説  
明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、社  
会資本整備交付金に係る補助事業1件、農林業施設災害復旧費補助金に係る事業2件を報告  
するものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡良祐君） この件について質疑はありますか。6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

平成25年度笠置町繰越明許費繰越計算書の報告について、毎年毎年、繰越明許費繰越計  
算書の報告をされるが、一体、事業はいつ完成するのか。何がネックになってできないのか。  
当初、事業に取り組む時点でわからなかったのですか。このように長らくかかるのであれば、  
継続事業で取り組まなかったのですか。ちょっと質問します。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） 失礼します。ただいま石田議員のほうから、繰越明許につきまして、そ  
れぞれの事業について、なぜ繰り越しをしたのか、またどういことがネックになってした  
かという御質問をいただきました。

まず、先ほど町長のほうから提案説明させていただきました農林業の災害復旧等につつま  
しては、御承知のとおり、昨年台風18号の関係の分でございます。これの分につつまし



では、それぞれ災害査定等々を受けた中で、最終的に12月、1月ぐらいに災害査定等を受けたかなと記憶しております。よって、内示等も当然3月になりますので、その分につきまして、国のほうから繰り越しとしての事業をやりなさいよという部分でございます。

それ以外、今まで多くの繰り越しをさせていただいて、6月議会に報告をさせていただいております。これは地方自治法の施行令に基づくことで報告をさせていただいておりますけれども、今、国のほうで、一昨年、また昨年等々で補正予算が組まれました。それは、地域主権に、地域の経済の発展のために使い勝手のいい補助金等が出されました。それが、国の補正は大体12月に出てきます。それで、当町のほうに配分がわかるのは、どうしても年明けの2月ぐらいになります。よって、その分については全て繰り越しで事業をこなさいよという分でございます。

それと、笠置山線の分につきましては、これは従来、各議員のほうから質問していただいております。おくれた理由等については、前任の課長からいろいろ話をさせていただいております。今回、繰り越した部分につきまして、平成26年度の事業とあわせて、この26年度で全て完了する予定でございます。よって、その辺の御理解を賜りながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかの農林業の災害復旧事業につきましても、平成26年度中には完成をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

今、笠置山線は6月に完成するとおっしゃいましたが……

（「6月違うやろ。ちょっと、もう一回言うたってな」と言う者あり）

6番（石田春子君） もういいやん。6月というたらこの月やんか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） 笠置山線の事業につきましても、平成26年度中に、25年度の繰り越した事業と26年度で当初予算で計上させていただいた事業を完了する予定でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 笠置山線は26年度中とおっしゃいましたね。毎年、繰越明許をしているが、当初、事業にかかる時点で、繰り越し事業を続行するよう議会の承認をとっておけば、このように明許費の計算書を提出することがなかったと思いますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま石田議員から質問いただいたというのは、多分、継続費を設定せえという話だと思えます。確かにやり方として、そういう継続費を設定した中で各年度割りの事業費を定めるというのも方法としてあります。ただ、笠置山線の事業につきましては、各単年度で補助金の申請になります。よって、そういう財源的な部分、また総事業費の金額はわかっているけれども、年割り額というのはなかなかわからない部分がございます。各年度、各年度でそれぞれ予算なりを計上させていただいているところでございます。

昨年、保健福祉課の担当いたします子育ての部分につきまして、たしか継続費を設定させていただきまして、25と26年度の事業費、ああいう分につきましては、全て全体的な事業費がわかって、25年度の事業は幾ら、26年度の事業は幾らと、そういうことであれば当初から継続費を設定させていただいているんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、そういうハード的な事業につきましては、特定財源というんですか、要は補助金また起債等々の分がございますので、なかなか継続費の設定は難しいということで御理解を賜りたいと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

法的許可の件ですけれども、保安林等の解除をすべきということですので、保安林の許可も発注までにとっておいて許可をするべしと思えますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。石田議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置山線の工事区間内におきまして、現在、解除できておりません保安林の箇所というのが2カ所ございます。その箇所につきましては、全体840メートルという形で計画をしております中で、約300メートルの区間が保安林というふうになっております。

保安林ということにつきましては、解除しないと木の伐採もできない、土の切り盛りもできないということで、当初から保安林解除というものは頭に入れながら事業のほうを進めておったわけでございますが、それ以外の場所につきましては、この保安林解除しなくてもできます工事の箇所がございました。その部分につきましては、これまでから先行して工事を行ってきたということでございます。

保安林解除につきましては、前任の課長も何度か御質問の中でお答えをさせていただいておりましたが、申請事務のほうに手間取ってしまっておくれているということで、大変御迷

惑をおかけしているというのが現実でございます。

今現在の進行といたしましては、管轄となります山城振興局のほうと協議を進めておりました、申請書の作成に鋭意取り組んでおるところでございます。この申請書ができ次第、振興局のほうへ保安林解除の申請ということで正式に手続をさせていただき予定はしておりますが、この申請書を提出後、保安林解除の見込みが出るまでおおよそ6カ月ぐらいを要するというふうに聞いております。したがって、そのことを考えますと、保安林箇所の工事が実際に施工できるというのにつきましては、平成27年度以降になる見込みというふうに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） わかりました。保安林でないところがあるわけですね。800メートルのうち300メートルが保安林とおっしゃいましたしね。わかりました。ありがとうございます。もうよろしいです。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今の件について、私はもう3月議会で大分やらせてもらったんですけども、1点だけ、保安林の解除を確認しようと思ったんですけども、一応、今、山城振興局へ行っているということですね。事前協議で、はい。この資料をもらって、この前も3月議会でやったんですけども、まだ事前協議の段階ですね。

それともう1点、これあと6カ月か1年かかる可能性があるわけですね。

それともう1点、全体的な、これの保安林の解除のあれによって、前の課長は28年度完成に向けた工程表を作成しますとおっしゃっていますけれども、その見込みは、今の課長はいかがですか。その2点だけ。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

保安林解除につきましては、6カ月から1年という御指摘をいただきました。確かに、申請書のほうを提出してから、まず最低でも6カ月程度というふうに聞いております。京都府のほうから林野庁を経由いたしまして、最終的に農林水産大臣許可というふうになるかということでございます。そのスケジュールでいきますと、26年度中、本年度につきましては、保安林内の行為というのは実際には難しいかと思われま。

前任の課長が28年度中の全線完了という中身で工程表を作成したいと申し上げていたよ

うでございますが、今現在、私の考えといたしましては、27年度、28年度、2カ年で、その保安林として残っている300メートルの区間というのは、最終的なその舗装の仕上がりということまでを考えると、少し困難というように考えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

さきの3月の議会で、議案第5号、一般補正予算の繰越明許費のところ、土木費の件で6,720万上がっておって、災害復旧費が244万3,000円と150万7,000円上がっております。今度、繰越明許費繰越計算書を6月にいただきましたが、土木費が6,505万、災害復旧費は前年度の補正予算と同じで244万3,000円となっております。しかし、災害復旧費のほうは3月の議会で通りました金額が157万7,000円となっておりますが、今度の明許費計算書では128万1,000円となっております。合計で、3月の議会で提示された額が7,115万円、今回の繰越計算書でいただいた金額が6,877万4,000円となります。その差額が237万6,000円となっておりますが、この説明をお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。先ほどの御質問でお答えさせていただきます。

3月議会で補正のときに上げさせていただきました計算書は、あくまで見込みのものです。今回上げさせてもらいましたのは、3月31日で計算しました確定の数値になります。ですので、少々金額のずれが生じたということになります。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 説明わかりました。ということは、差額の237万6,000円という金額は一向に消化されていないということで理解してもよろしゅうございますか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま瀧口議員のほうから質問いただいた件についてお答えさせていただきます。

25年度の最終の議会で繰越明許費を設定させていただいた分と、今回の計算書の違うという分については、先ほど総務財政課長のほうから答えたとおりでございます。

その差額の二百万幾らがしの分についての話でございますけれども、ここに、繰越明許費の計算書のところに、ちょっと見ていただきたいんですけれども、左の財源内訳ということで書いてあると思います。その中で、一番左端の既収入特定財源というのが、もう既に

25年度で入っている特定財源でございます。これは、25年度から26年度へ繰り越す収入の財源でございます。入の財源でございます。そこから右の未収入特定財源とございます。これは26年度の財源を充てるということになっております。よって、消化できなかつたらすとかじゃなしに、この未収入特定財源の中で、26年度の財源の中でやりくりをしていくということでございます。よって、金額的な分については、25年度ではその不用額というのは当然出てきません。26年度で、例えば未収入特定財源の国・府の補助金につきましても、26年度で25年度の補助金が入ってくるということでございます。よって、国のほうでも繰り越しをするときに、各都道府県、各市町村に国費として払う分について繰り越しをするという分になっておって、それが26年度で笠置町へ入ってくるということでございます。それで、二百幾らがしの分につきましては、この一般財源の一番右端にある分でございますので、損得じゃなしに、26年度できちっと計算をやらせていただいて、この事業については帳尻を合わせていただくということになっております。

ちょっと説明がややこしくなって申しわけございません。またいろいろ聞いていただいたらお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ということは、230万ほどの収入減収ということで理解してよろしゅうございますか。わかりました。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

先ほどの笠置山の件について、ちょっと関連質問となるんですけども、今、25年度であれで、ある程度1件入札されました。それはそれでいいんですけども、26年度はもうこれで1年、今6月やから、あと6カ月かかったら3月まで間に合わんやろうということで、27年度から始まるわけですね。もうその後の工事が無いということになる可能性があるということなんです。

そこで、今現在、笠置山のお寺へ行く道、土を盛り土して、道がある程度できていますね。笠置山の水道の入り口から工事するわけですけども、あそこは構造物なんで、私、素人で見たら土とりばかりで、構造物なんか要らんのちゃうかなと思いはしているんですけども、これは素人考えですよ。それは保安林の解除はもちろん大事なことやけれども、別にえらく被害等については出ないと思うんですよ。役所関係の公共事業やから、何とか役所の振

興局と、こういう事業でやっているから何とかちょっと早目に、そんな長い期間あれせんと何とかしてくださいよという話も僕はあると思うんで、そこもなされたら、また1期でも26年度においてできると思うんですけれども、課長、そのところどうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この繰り越しの関係でございますが、こちら繰越計算書に載っております約5,800万円、このうち2,068万2,560円、この分につきましては、杉岡議員御指摘のとおり、繰り越し事業ということで既に契約済みとなっております。この繰越額から契約済み額を差し引きまして、約3,730万円が残っております。これに26年度の当初予算で計上いたしておりました1,000万円、これを加えまして、4,730万円が平成26年度、今後の契約予定額となっております。この分につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、年度内の保安林解除というのが非常に厳しい状況の中、保安林以外の場所での排水構造物並びに路床の改良という内容で平成26年度事業を行っていく予定でございます。平成27年度以降につきましては、その保安林解除ができた部分につきまして、樹木の伐採並びに切り土、盛り土という形で工事を進めていくという予定になっております。

それと、浄水場からすぐの場所でございますが、あれにつきましては、今現在、道の形となっておりますのは、原道といいますか、新しい笠置山線の線形ではない部分でございます。それに隣接する部分が新道の場所となっております。それはもう全体的な道路の線形の中で計画当初から決まっておりますもので、その部分について、山ののり面を切り崩しまして、盛り土部分にその土を持っていくというような形が最も経済的な工事の方法になるかというふうに当初から計画しておまして、そのような形で今後も計画を進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

これで行政報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認

を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条1項の規定により専決処分をいたしましたので、今回提案させていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君）　失礼いたします。

承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。笠置町国民健康保険税条例（昭和37年条例第33号）の一部を改正する条例を地方自治法第179条の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。平成26年6月11日提出、笠置町長、松本勇。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。2ページをごらんください。

課税額。第2条第3項のただし書き中、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行14万円から16万円に改め、同じく同条第4項のただし書き中では、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を現行12万円から14万円に改めています。第18条は、規定、条のずれを整備しています。

3ページ、国民健康保険税の減額。第23条中は、さきの第2条の改正等による文言の修正を行い、同条第2号では、軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者数に納税義務者を含み、5ページの同条第3号では、同じく軽減する所得判定基準に、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額を45万円に改めています。そのほか、文言の修正を行っています。

なお、この条例の施行日は平成26年7月1日でございます。以上、報告いたします。

議長（西岡良祐君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、向出健君。

2番（向出 健君）　2番、向出です。

今回の専決処分の承認の件では、今、説明があったとおりに、国保税の後期高齢者支援金の課税額、それと介護納付金の課税額の課税限度額が現行よりも上がるという内容になっていますが、今回の改定でどのぐらいの所得金額の方がこの課税限度額上限に達するのでしょうか。所得金額の目安をお答えください。

議長（西岡良祐君）　税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） それでは、ただいまの向出議員の質問にお答えしたいと思います。

所得金額につきましては、どれほど上がるかという御質問につきまして、ちょっと承知していないわけなんですけれども、25年度課税分で考えますと、引き上がる世帯数につきましては、後期高齢者支援金の課税額で引き上がる世帯につきましては3世帯、介護納付金課税額で引き上がることになる世帯は1世帯、延べ4世帯が、この引き上げに伴いまして引き上げの該当になるということになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回、もう一つの内容として、軽減措置の所得判定が見直されて軽減措置が拡大したという中身になっていますが、このことによって笠置町ではどのぐらいの軽減措置の対象者がふえることになるのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。ただいまの向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の軽減対象の拡大につきましては、低所得者層の国民健康保険の軽減対象者を拡大するといった大きな意図がございまして、25年度当初の軽減対象世帯について申し上げますと、総世帯数が280世帯ございます。それに対しまして、軽減を対象としております世帯は148世帯ございます。うち、5割軽減の対象としておりました世帯が19世帯、2割軽減が50世帯ございます。ですから、今回の改定に伴ってどれほどの世帯の方がふえるかというのは今ちょっと把握できない状況ではございますけれども、25年度当初の賦課の状況から考えますと、この数字を参考にさせていただければと思います。以上、報告します。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論をいたします。

今回の内容では、先ほども説明がありましたとおり、軽減措置の拡大ということで、この



点は評価できます。しかし、一方で、課税限度額の引き上げが盛り込まれています。例えば、被用者保険の場合だと、保険料が上限に達するのは大体年収1,800万円ぐらいと言われていますが、国保では、多くの市町村で所得600万円の層で上限に達してしまいます。今の国保税の制度が負担能力に応じた、そうした内容になっていない。そうした不十分さの上で高額所得者といえない階層への負担増となるため、承認第4号について反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第6、承認第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

平成25年度に交付されました特別交付税が約2,000万円増額となりましたので、それを財源に減債基金に積み立てるため、地方自治法第179条の規定により、専決処分をしたものであります。

なお、補正額は歳入歳出それぞれ1,500万円で、歳入歳出総額は13億9,651万4,000円となります。以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。それでは、議案の説明をさせていただきます。

承認第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の議案説明になります。当初、特別交付税として1億5,000万程度の交付を見込んでおりましたが、3月交付で

2, 000万円近くの増額がありましたので、今回補正を上げさせていただきましたものです。

では、議案書の中で説明させていただきます。

歳入につきましては7ページ、歳出につきましては8ページとなります。こちらをごらんいただきたいと思います。

歳入のほうで、地方交付税、1, 500万円増額としております。

次のページ、歳出として、今回、この1, 500万を減債基金として積み立てるために、補正を専決処分とさせていただきます。1億7, 000万程度の交付が今回ありましたので、それが当初より2, 000万ふえたということです。

以上で説明を終わります。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今回の1, 500万円の積み立てによって、減債基金の積み立ては1億4, 000万円ぐらいになると聞いております。町条例でこの基金は一般財源にも使えることになっておりますが、この基金は基本的には起債に対する償還に充てるものだと思います。ためるよりも起債のほうが利率が高いわけですから、こんなに多く積み立てするよりも、その都度その都度繰上償還などをされるほうが財源的には有利ではないかと私は思うんですが、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。西村議員の質問にお答えさせていただきます。

減債基金を積み立てまして、償還時期が来た時点で、それぞれの起債の借り入れ先によって償還時期が違うんですけれども、その時期に繰上償還なりを26年度中で考えております。おっしゃったように、その都度返していくということも民間ではできるんですけれども、公的資金のほうをお借りしていることが多いので、返済の時期に充てていきたい、返済の時期に合わせて検討していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、承認第5号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第7、議案第14号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第14号、笠置町税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正する必要が生じたので、以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

議案第14号、笠置町税条例一部改正の件。笠置町税条例（昭和29年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、笠置町長、松本勇。

それでは、8ページ、新旧対照表、第1条関係より御説明させていただきます。

なお、規定のずれや文言の修正等は一部説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

初めに、第23条第2項は、法改正に伴い、外国法人の恒久的施設が定義されたことによる定義の規定の整備と、同条第3項では文言の修正を行っています。

9ページ、法人税割の税率。第34条の4は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備を行っており、法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に改めています。なお、この改正は平成26年10月1日から施行します。

第48条第2項は、法改正に伴う外国法人にかかわる規定を整備しています。

11ページから12ページ、軽自動車税の税率。第82条第1号では、原動機付自転車、ア、総排気量0.05リットル以下のものは年額1,000円を2,000円に、イ、二輪のもので総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のものは年額1,200円を2,000円に、ウ、二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるものは年額1,600円を2,400円に、エ、三輪以上のもので総排気量が0.02リットルを超えるものは年額2,500円を3,700円に改めています。

同条第2号、軽自動車及び小型特殊自動車では、ア、軽自動車、二輪のものは年額3,600円に、三輪のものは年額3,900円に、四輪以上、乗用、営業用のものは年額6,900円に、13ページ、自家用のものは1万800円に、貨物用、営業用のものは年額3,800円、自家用を年額5,000円に改め、専ら雪上を走行するものの区分を削除しています。イ、小型特殊自動車、農耕作業用のものは年額2,400円に、その他のものは年額5,900円に改め、同条第3号、二輪の小型自動車の年額を6,000円に改めています。

この条例は平成27年4月1日から施行し、平成27年度分から適用します。なお、軽四輪車等につきましては、平成27年4月1日以降に最初の車検を受けるものから新税率を適用し、平成26年度までに新規車検をうけたものについては現行の税率を適用します。

附則第4条の2では、租税特別措置法の改正に伴う文言の修正を行っています。

また、14ページから20ページまでの附則第6条及び同条の2並びに3では規定を削除しています。

21ページ、附則第8条では、法改正に伴い、適用期限を3年間延長しています。

附則第10条の2においては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める固定資産税等の特例の割合を規定し、法改正に伴う項のずれや項の挿入等を行っています。

22ページ、附則第10条の3に、耐震改修が行われた対象建築物等に対する減額措置が創設され、第9項に追加しています。

23ページ、軽自動車の税率の特例。附則第16条、三輪以上の軽自動車に対し、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に経年車重課の規定が新設され、平成28年度以降の軽自動車税に適用します。なお、主な税率は、四輪、乗用、自家用で1万2,900円、貨物、営業用で4,500円、貨物、自家用で6,000円となります。

24ページ、第17条の2第1項及び第2項では、法改正に合わせて適用期限を3年間延長しています。

27ページ、附則第21条第1項及び同条第2項で規定を明確化し、法改正に合わせて第2項を削除しています。

28ページから34ページ、東日本大震災にかかわる特例について。第22条及び第22条の2並びに第23条の規定を削除し、個人の町民税の税率の特例等、附則第24条の規定を附則第22条に繰り上げています。

35ページ、第2条関係。附則第20条の5を削るの次に、附則第21条の2の改正規定を加えています。

附則第1条第2号は文言を修正し、改正規定の次に、附則第20条の4第5項第3号に関する文言を加えています。

附則第2条第1項は、引用法の名称を訂正し、同条第2項では文言の加修正を行っています。

以上、この条例の施行期日は、原則として交付の日から施行します。

これで、笠置町税条例一部改正の件について説明を終わります。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。議案第14号、笠置町税条例一部改正の件について反対討論いたします。

今回の改定の内容では、軽自動車税の見直しとして税率の引き上げが盛り込まれています。例えば、四輪の乗用自家用軽自動車なら、現行年額7,200円から1万800円に引き上げとなっています。比較的安価な軽自動車税の引き上げは、今、給与や年金が減り続けている社会状況の中で、住民の暮らしに影響することが懸念されます。こうした引き上げを認めることはできません。

以上で反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手多数です。したがって、議案第14号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第8、議案第15号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第15号、笠置町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額13億550万円に歳入歳出それぞれ3,449万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,999万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、移住促進事業補助金に380万円、地域主導型公共事業に1,495万円、4月1日の組織改正及び人事異動等に係る人件費の精査等によるものであります。

歳入の主なものは、移住促進事業府補助金が190万円、過疎債で1,490万円、前年度繰越金1,525万1,000円を充当するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(前田早知子君) 失礼します。それでは、議案第15号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件の説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ3,449万1,000円を追加して、総合計が13億3,999万1,000円となるものでございます。

私のほうからは、歳入と、歳出につきましては総務財政課所管の部分について説明させていただきます。

それでは、歳入について説明させていただきます。

まず、10ページからごらんください。

13款国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金です。こちらにつきましては6万6,000円を計上しております。臨時福祉給付金の事務費として6万円、子育て世帯の臨時特例給付金事業の事務費といたしまして6,000円となります。

続きまして、14款府支出金、府補助金、総務費府補助金、総務費補助金で190万円。こちらにつきましては、「明日のむら人」移住促進事業という府の事業で190万円を計上しております。同じく、府委託金、府総務費委託金、統計調査費委託金ですが、本年度、商業統計調査と経済センサスが実施されますが、この2本の統計調査が一本化されまして、経済センサス及び商業統計調査というものになりました。それに伴いまして、金額の修正はございませんが、説明の中で細節を名称変更のみ行っております。

続いて、18款繰越金、前年度繰越金ですが、1,525万1,000円を充当しております。補正の財源不足の1,525万1,000円となっております。

続いて、11ページになります。19款諸収入、雑入、雑入、消防団の退職報償金として116万9,000円、相楽東部広域連合への派遣職員の負担金といたしまして、戻ってくる分で減額219万5,000円を計上し、差し引きで102万6,000円の減額としております。

20款町債ですが、総務債につきましては、全て過疎債になっておりまして、総務債では充当事業費の減により40万円を減額、土木債につきましては、地域主導型公共事業に1,490万円と、他の事業費の減額によりまして1,260万円を増額して組んでおります。衛生債の480万円と教育債の130万円につきましては、相楽東部広域連合負担金の財源といたしまして起債を借り入れることができましたので、そちらを充当するために増額となっております。

歳入については以上です。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

総務財政課所管の歳出について説明させていただきますが、今回、歳出における人件費を計上しております。こちらにつきましては、4月1日の組織改正や人事異動、また新規採用職員に係る給与費等を精査したものですので、各項目での説明は省略させていただきますので御了承ください。

それでは、13ページをごらんください。

2款総務費、総務管理費、一般管理費の18節備品購入費ですが、こちらは事務用備品で81万円計上しております。大型の裁断機の購入予定をしております。同じく同款で財産管理費、使用料及び賃借料として29万2,000円、こちらは庁舎内の電話交換機器システムの年間リース料として29万2,000円を計上しております。

続きまして、14ページ、下の下段になります。統計調査費、商業統計調査費と経済センサス、こちらのほうは、歳入でも説明いたしましたとおり、こちらの項目を減額いたしまして、次の15ページにあります経済センサス及び商業統計調査費に金額を組み替えさせていただいております。中身につきましては、2つの調査の合計額をそのまま上げさせていただいておりますので、金額といたしましては増額も減額もしておりません。

続きまして、17ページに移らせていただきます。17ページ、4款の衛生費、清掃費の塵芥処理費で、補正額はございませんが、480万円、財源の組み替えを行っております。歳入のほうで地方債の衛生債を充てることとなりましたので、組み替えさせていただいております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページ下段の消防費、8款消防費、非常備消防費で、退職報償費に116万9,000円、こちらにつきましては消防団の退職報償金6名分を計上させていただいております。当初で100万円計上しておりましたが、退団者がふえましたので、その分の不足額116万9,000円となっております。次の3目消防施設費ですが、こちらはポンプの修理といたしまして、需用費の修繕料として20万3,000円組んでおります。

20ページの9款教育費、教育総務費、教育委員会費ですが、こちらも歳入で説明させていただきましたように、相楽東部広域連合への負担金について、地方債の教育債を借り入れる予定ですので、財源の組み替えのみ行っております。

以上で、総務財政課所管の予算について説明させていただきました。失礼します。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。企画観光課が所管いたします歳出予算について御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

13ページの中ほどでございますが、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金で、笠置町農村移住促進事業補助金として380万円を計上させていただいております。これにつきましては、昨年度におきまして新たに京都府のほうで制定さ



れました「明日のむら人」移住促進事業を活用するものでございますが、過疎、高齢化の進む地域に対応いたしまして、移住を推進するための受け入れ組織づくりでありますとか、また空き家の改修経費を支援するものでございます。内容といたしまして、住宅改修補助として、1戸当たりの補助対象事業費の限度額は、住宅改修補助で180万円、そして家財道具の持ち出し、そういった処分の経費の補助として10万円、合わせまして1戸当たり190万円で、今回2戸分の380万円を計上させていただいております。負担割合でございますが、京都府のほうは2分の1、そして町が2分の1で、補助対象事業費の上限を超える部分につきましては自己負担という形になっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君）　失礼します。それでは、税住民課が所管します歳出につきまして説明いたします。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

14ページ、総務費、徴税費、税務総務費、11節需用費23万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、4月の組織改正に伴いまして、第2庁舎1階分としてのコピー代が必要になりましたので計上しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、保健福祉課長。

保健福祉課長（東　達広君）　失礼いたします。それでは、保健福祉課が所管します歳出予算について御説明申し上げます。

15ページ中段、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の12節役務費6万円でございます。臨時福祉給付金の給付につきましては、先日6月10日から受け付けを開始させていただいております。給付開始は、約1カ月後の7月から個人さんの口座に振り込む予定をしております。その振込手数料の扱いにつきましては、指定金融機関の取り扱いが留保されておりました。今般、指定金融機関の振込手数料の取り扱いが決定されました。そこで費用が発生いたしましたので、6万円を計上させていただいているところでございます。

それから、16ページ、4目老人福祉費、繰出金5万5,000円につきましては、介護保険特別会計での一般財源繰出分でございます。説明は介護保険のほうで説明させていただきたいと思っております。それから、5目老人福祉施設費、13節委託料で1万7,000円計上させていただいております。これは、デイサービスセンター施設に係る消防設備点検の必要が発生いたしましたので、急遽、計上させていただいたところでございます。

それから、その次、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の役務費で6,000円計上し

ておりますが、先ほど臨時福祉給付金の振込手数料と同様の理由で6,000円を計上させていただいたところがございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君）　失礼いたします。それでは、建設産業課所管の歳出予算の説明をさせていただきます。

まず、19ページをお願いいたします。

2段目になりますが、7款土木費、道路橋梁費、道路維持費、こちらにつきましては、補正額はゼロ円となっておりますが、国の社会資本整備総合交付金の予算配分が当初の要望額より減額されたことに伴いまして、地方債の借入額も減少するということになりまして、一部財源の組み替えを行っておるものがございます。

次に、道路新設改良費でございますが、こちらで1,495万円を補正額として計上しております。これにつきましては、地域主導型公共事業による町道整備の費用を計上しておるものがございます。13節委託料としまして695万円、内容といたしましては調査測量委託となっておりますが、詳細につきましては、測量詳細設計業務委託、用地測量調査、登記業務委託並びに不動産鑑定業務委託という内容で予定しております。次に、17節公有財産購入費800万円でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました町道部分の用地購入費といたしまして、概算ではございますが、道路延長約100メートル分を計上いたしております。

次に、同じく7款土木費の住宅費でございますが、住宅管理費、こちらで補正額90万円を計上させていただいております。内容は、13節委託料で90万円となっております、これにつきましては、当初予算のほうで町営住宅の長寿命化計画策定業務委託ということで200万円を計上させていただいておりますが、その後、設計積算基準の改定と労務単価の引き上げによりまして設計価格が上がったため、予算額に不足が生じたため、今回補正を行うものがございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君）　4番、西村です。13ページの笠置町農村移住促進事業補助金についてお聞きをいたします。

この制度運用に当たっての要綱は朝方いただきました。少し目を通しましたが、まだ細かい点についての要綱が私は必要ではないかと思えます。例えば、この制度を使われて移住してこられた方が町税などを滞納された場合どうされるのか、また、対象者が若い單身の方や、

また高齢の単身者の方でもこの制度が使われるのか、また、事情があって、二、三年たてばこの制度が使われてすぐ出て行ってしまわれる、そういうことも何ら支障ないのか、そのような細かい点について、この制度が公平に、また悪用されないように、もう少し詳しい要綱が私は必要かと思えます。その辺での説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） わかりました。

それでは、これより暫時休憩いたしまして、先ほど西村議員が申されました笠置町農村移住促進事業補助金交付要綱、これ、けさ配付されたわけですけれども、その内容がちょっと細かいところも理解できていませんので、暫時休憩して、全員協議会でこれの要綱の説明を受けたいと思えますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 02 分

再 開 午後 1 時 00 分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中におきまして、先ほど申しました笠置町農村移住促進事業補助金交付要綱について行政からの説明を受けました。一部見直しの点もありますが、見直していただくということで説明を受けましたので、報告しておきます。

それでは、引き続き質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。19ページの道路新設改良工事の白砂川の整備工事に關してちょっとお聞きをします。

きのう、コースの概略図をいただきました。それを見ますと、京都府がつくっていただく遊歩道をつなぐために、町道をつくってそれをつないでいくという工事になっていると思います。その町道の部分において、個人がやっておられる駐車場の真ん中をこの町道が通るわけですけれども、遊歩道、町道、また遊歩道を通して、河原からいこい、またいこいから河原へ行かれる、遊歩道の感覚で歩かれると私は思うんです。そういう中で、そういう駐車場の中を車が頻繁に出入りする、そういうところの危険性というのか、そういうことも感じるわけですけれども、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、現在計画しております町道予定地につきましては、民間でモータープールといいますか、駐車場をされておられるところがございます。ここに京都府が事業として

やっていただきます河川の管理用道路に町道を接続するといった内容になっておりますが、西村議員おっしゃっていただいたとおり、前後がその遊歩道というような感覚で歩かれる観光客の方も確かに発生するかと思います。実際、道路の詳細設計につきましては、これから現地の地形測量等、終わった中で道路の線形等も決めていくわけですが、物理的に3メートル程度の道路ということをご予定しておりますので、歩行者と車を分離するような、例えば防護柵のようなものというのは物理的に設置が難しいというように思われますので、今後必要があるようであれば、例えば速度を抑止するような路面表示でありますとか、啓発用の標識といいますか、そのようなものの設置も検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） その辺はくれぐれもよろしく願いしておきます。この遊歩道は、水に親しむ親水道路ということで、より水面に近い場所に遊歩道をつくられます。大雨でなくてもそれなりの雨で冠水をし、また土砂や木などが堆積をする、その後の管理については町がするように聞いております。水辺の楽校も国がしていただいて、後は町が管理するというような流れになっておりますけれども、十分な管理が行き届いていない。この水辺の楽校の遊歩道についても、後の管理は町がする。その中で、こういう清掃活動とかにおいては地域で取り組むと、そういうふうに明記をされておりますが、地域で取り組むこういう考え方、どのようにお考えなのか、その辺お聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼します。ただいまの西村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

京都府が施行を予定しております親水の関係の道路につきましては、今のところ、まだ京都府との今後の管理をどのような形であるかといったことは正式に協議をしておりません。構造そのものにつきましては、京都府のほうで河川の中での工事ということでやっていただきますので、万が一、何か大きな災害等により損傷があった場合というのは、やはり京都府の構造物というような形で、例えば修理であるとかいうことをお願いしていく必要があるのかなというように考えております。

あと、それ以外の日常的な維持管理につきましては、やはりこの事業そのものが地域主導型という中で、京都府も河川環境の整備事業をやっていただく、町のほうも遊歩道や町道整備といったような形でやっていく中で、地元といたしましてどのような取り組みをしていた

だけるかというような中で、清掃活動のボランティアということでやっていただけるような中身としておりますので、軽微な清掃や除草、もしくは周辺への植樹活動とかいった内容につきましては地域のほうでお願いしていくことになろうかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかに。大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今の関連で質問させてもらいますけれども、飛び石というか、川の中に飛び石をつくるというのは、何カ所予定されておるんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

京都府が施行いたします飛び石の箇所につきましては、JRのガード下、あのあたりで1カ所ということになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 京都府がやるのがJRの下1カ所だけですか。

（「そういうことです。飛び石です」と言う者あり）

3番（大倉 博君） そうですね、飛び石については。それで、町が上流のほうではやるという予定はないんですか。

（「はい、今のところございません」と言う者あり）

3番（大倉 博君） ないですか。というのは、やはり飛び石というのは、JRの下も危ないんですけども、川底がコンクリで、滝になっている下、特に子供があそこ遊ぶんで、もし飛び石に飛び乗って、夏なんかは滑って転んだりする可能性があるんで、その辺のちょっと危惧はするんですけども。そして、何年か前、三、四年前ですか、あの下流で水難事故もあったところですよ。やはり一番、飛び石というのは、京都の鴨川に使っているこんな大きな石だったらあれなんですけれども、どれぐらいの石かわかりませんが、場所とか、その辺だけしっかりとやっていただければと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかに。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 10ページ、臨時福祉支給事業、また子育て世帯臨時給付金事業、これについて、周知の方法はどのようにされたのかお聞きします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、周知の方法といたしましては、主に6月の広報の各戸配布で別冊で配布させていただいた。それと、

当然ではございますが、笠置町の町営テレビ、それから防災無線というふうな形で主に周知を図らせていただいたところでございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

特に臨時福祉給付金事業について、高齢者のひとり暮らしの方、または高齢者だけの世帯におかれましては、情報を得るのに弱い部分を持っておられます。せっかくこの事業に該当するのに知らなかったということが発生する可能性もあるかと思えます。そういうことに対しての手だてといたしますか、そういうことを何か考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。笠置町は、一般会計の説明でも、昨日から開始したと。6月1日に北部のほうが開始、既にしております。あと、人口の大きな市なり町なりが順次開始されて、それに伴ってニュース的なものも広まってこようかと思えます。きのう、きょうと、そんなに殺到している状況ではございませんが、住民に行き渡るにつれて一定周知もいろんなところから入ってこようかと思えます。なおかつ、やはり認識の少ない方が出てこようかと思えます。そういう方につきましては、その状況を見ながら、お願いするところにはお願いして徹底を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第16号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第16号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,873万5,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では財政調整基金繰入金、歳出では簡易水道施設費での修繕費の計上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。それでは、議案第16号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

先ほど町長のほうから説明ありましたとおり、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額6,791万5,000円に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,873万5,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、笠置浄水場内の浄水装置の修繕に係る費用を計上しております。

予算書の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金82万円、こちらを財政調整基金から取り崩しを予定しております。

続きまして、1ページ進んでいただきまして、7ページでございますが、歳出でございます。

2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費で82万円の補正額を計上させていただいております。節の項目で需用費でございますが、114万2,000円、修繕料となっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、笠置浄水場内のろ過ポンプの取りかえ並びに原水濁度計の取りかえを予定しております。次に、節で委託料32万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、ろ過ポンプの保守点検業務委託費用を減額させていただいております。これにつきましては、先ほどの修繕料の中でろ過ポンプの取りかえという形に組み替えたものでございます。当初、このろ過ポンプにつきましては、部品交換による修理が可能という見込みで、部品の分解、部品交換、調整等を行います保守点検業務委託を行う予定でありましたが、メーカーによります予備分解を実施いたしましたところ、もうそのポンプのほうもかなり使用年数が経過しておりまして、修理が不能ということが判

明いたしましたので、取りかえに変更をするものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君）　挙手全員です。したがって、議案第16号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君）　日程第10、議案第17号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君）　議案第17号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ61万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,991万3,000円とするものでございます。

提案内容は、包括支援センター職員の人事異動に伴います増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君）　失礼いたします。議案第17号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明申し上げます。

予算書の6ページからで御説明申し上げます。

まず、提案理由で町長のほうから説明ございましたとおり、今回の補正は、包括支援センター、ケアマネジャーの人事異動に伴うものでございます。1名のアルバイト職員の退職によりまして、1名の嘱託職員を採用させていただきました経費で、歳入歳出とも61万9,000円の増額ということになってございます。



歳入に係りましては、それぞれ係る定率で補助金を組みせていただいております。まず、国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金で24万7,000円、それから、府支出金、府補助金、同じく地域支援事業交付金で12万4,000円、それから繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金で5万5,000円、それから繰越金で19万3,000円の歳入財源を見ております。

最後のページでございます。

歳出のほうで、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業、介護予防ケアマネジメント事業費で61万9,000円を組みせていただきまして、細節のほうで職員手当、これは当初のほうでは組んでおりませんで、この部分が皆増になる額でございます。281万7,000円。それから、共済のほうで、職員の福利厚生でございますが、差額の3万4,000円、それから7節の賃金で、今まで組んでおりましたアルバイト賃金を皆減いたします。マイナスの223万2,000円。差し引き61万9,000円となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。ないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第11、議案第18号、相楽東部広域連合規約の一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第18号、相楽東部広域連合規約の一部を改正する規約について提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の名称が、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律へと変更になったことに伴い、広域連合の処理する事務を規定している相楽東部広域連合規約の一部を改正するもので、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものがあります。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。それでは、議案第18号、相楽東部広域連合規約の一部を改正する規約について説明をさせていただきます。

先ほど町長からの説明にありましたように、連合での広域連合規約の一部を改正するために3町村での可決が必要となりますので、今回提案させていただいたものであります。障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律に名称変更されたことに伴いまして、今回、規約の文言修正などを行ったものであります。よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第18号、相楽東部広域連合規約の一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第18号、相楽東部広域連合規約の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

第2日目は6月17日午前9時30分から開会いたします。通知は省略いたします。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時28分